

# おおの

# 議会だより

No. 122

平成11年7月25日

発行

大野市議会事務局



第303回 6月定例会

みんなの御清水ピカピカだ！（クリーン大作戦）

## 議案13件、市会案2件を可決・承認・同意

第二百三回定例市議会は六月十日に開会され、理事者から提出された議案十三件と市会案二件を審議しました。初日は、会期を二十二日までの十三日間と定め、平成十一年度一般会計補正予算案をはじめとする十二議案についての提案理由説明が行われました。十四日は、

寺島 藤雄（市誠会）、  
浦井 智治（日本共産党）、  
宇野政市郎（市誠会）、  
米村 輝子（優風会）、  
高岡 和行（無）の五議員が、  
十五日は、十四日に引き続き、  
牧野 勇（市誠会）、  
榮 正夫（日本共産党）、  
松田 信子（優風会）、  
島口 敏榮（無）の  
四議員が、それぞれ一般質問に立ちました。

質問終了後、食料・農業・農村政策に関する意見書にかかる市会案一件を可決し、その後陳情二件が上程され、初日上程の議案とともに所管の各委員会に付託されました。

最終日の二十二日には、各委員長報告の後、議案等の採決が行われ、議案十二件はいずれも原案のとおり可決・承認されました。

続いて、公平委員会委員の選任に関する追加議案一件に同意しました。最後に、保育施策の拡充を求める意見書提出にかかる市会案一件を可決し閉会しました。

また、皆さんから提出された陳情の審議結果は、別掲のとおりです。

# 市政をきく 一般質問から

若者・女性等が安心して働ける魅力あるまちづくりについて

**問** 若者や女性等が安心して働ける、魅力ある企業の誘致をどのように考えているか。

**答** その誘致企業は、目標・職種・規模はどうか。  
市勢の発展、力強い大野実現のため、産業の振興は重要である。

また、若者や女性たちが安心して働ける雇用環境を創出するため、企業を誘致すべく懸命に取り組んでいる。  
現在、中野・中掘工業団地には誘致した企業が五社操業しており、青島工業団地においても二子コン株式会社事業規模の拡大に伴い、新工場を建設して夏ごろには操業の運びとなっている。

いる。

しかし、分譲可能な工場用地がまだ残っているため、地元企業の振興策につながる団地への進出も考慮しながら、粘り強く企業誘致に取り組みたい。

また、先端技術産業も含めて業種分野を拡大するための企業誘致には、インターネットを活用した情報の提供や県ならびに県の大阪・名古屋等の事務所を積極的に訪問し、企業の立地状況の情報収集を図りながら、鋭意努力したい。

**問** 企業誘致には、道路網の整備が大切と思うがどうか。

**答** 国道一五八号の福井・大野間の美山町奈良瀬・上新橋間が本年度末には、供用開始の予定であり、上新橋から境寺までについても、調査設計が行われると聞いている。

しかし、残る未整備区間の対策としては、市長が会長を務める国道一五八号改修促進期成同盟会が建設省・大蔵省さらに地元選出国会議員に対し陳情活動を行い、一日も早い改修に向けて努力している。

また、中部縦貫自動車道は、年内に東海北陸自動車道の白鳥インタージャンクションと、油坂峠道路が接続され、当市と中京圏の距離が一気に短縮されるので、今後の企業誘致の促進に期待している。

## 青少年の育成について

**問** 問題行動改善の取り組み状況はどうか。

**答** 昨年の大野警察署管内における小中学生の補導状況は、傷害や恐喝、窃盗等の刑法犯が三十六人、喫煙や深夜はいかい、不良交友等の不良行為が少年が四十八人で、特に女子が増加傾向にある。

この現実を重く受け止め、奥越青少年愛護センターや青少年問題協議会等と連携しながら解決に努めている。

また、学校現場でも全校挙げて指導に当たっている。  
なお、この問題は学校だけで解決できない面もあるので、今後とも学校・地域・家庭の連携を深めていきたい。

不登校については、平成七年度に不登校対策事業として発足した適応指導教室を開設したことにより、本年度は不登校の児童・生徒も減少傾向にある。  
また、中学校では心の相談室

を開設し、教師や家族等に相談できない悩みを聞くなど生徒の心を聞く一助を担っている。  
今後とも、これらの事業の充実を図り、なお一層学校と連携を密にして、解決に向けて取り組んでいきたい。

## 農業問題について

**問** 当市の平成九年度農業総生産額六十五億五千万円のうち米生産額は四十六億六千二百万円で、減反が多い中で七十一パーセント強の地位を保っている。この稲作経営と農業経営の位置付けを聞きたい。

**答** 現下の米をめぐる状況は、近年の豊作や米の消費量減少、そして、ウルグアイ・ラウンド農業合意による約七十万トンの外国産米の輸入増などにより、

今後、さらに大野ブランドの確立に努め、付加価値を高めることよって、米生産農家の生産意欲の向上につながるものと考えている。

政府・民間双方の持ち越し在庫が増加し、自主流通米の価格も下落してきている。  
このような現状の中で、国では平成十一年度の二カ年間の緊急対策として「緊急生産調整対策」を実施した。

市としても、米生産農家の経営の安定を図る観点から、緊急対策が円滑に実施されるよう、国・農業協同組合の生産調整にかかる施策に合わせ、各種の市単独事業を実施してきている。

## 審議日程

10日	本会議 (会期の決定、議案上程・提案理由の説明)
11日	休会
13日	休会
14日	本会議 (一般質問)
15日	本会議 (一般質問、市会案上程・採決、陳情上程、各案件委員会付託)
16日	委員会 (産経建設)
17日	委員会 (民生環境)
18日	委員会 (総務文教)
19日	休会
20日	休会
21日	委員会 (中部縦貫自動車道整備促進特別委員会)
22日	本会議 (各委員長報告・質疑・討論・採決、追加議案上程・採決、市会案上程・採決)

## 「平成大野屋」事業について

問 法人の目的・経営方針・事業内容はどうか。

答 ㈱平成大野屋の設立目的は大野の地場産良品の販売と情報発信、全国の大野ファンと市民との交流の場づくりや地元産業の振興等、市民と行政が一体となつて、活力のある大野を築くことを目的としている。

具体的な事業として、通信販売事業・物販事業・レストラン事業のほか、市の平成大野屋本店事業の受託・観光拠点施設の管理受託などを予定している。

資本金は二分の一強を市が出資し、残りの株式は市民・市内の法人・全国の平成大野屋支店主を対象として公募した。

問 共同出資者はいかなる資格要件を持ち、経営責任は誰が負うのか。

答 六月二十日の創立総会で選任される取締役が経営を行なうこととなるので、当然その取締役が経営責任を、また株主は、その出資額の範囲において責任をそれぞれ負う。

問 市長および議会の権限と責任はどうか。

答 市長の権限は、市が出資する法人であるため、地方自治法

で定める、予算の執行に関する長の調査権等の規定に基づいて予算の執行状況等の報告を徴しまた、実地調査もすることができ。

また、議会の権限としては、地方自治法で定める財政状況の公表等の規定に基づき、毎事業年度にその経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとなっている。

また、必要に応じて市の監査委員が監査することもできる。

問 事業計画や経営内容について情報公開されるのか。

答 情報公開については、議会に経営状況を報告するほか、商法人であるので、貸借対照表またはその要旨を公告することになっている。

問 法人の改廃手続きはどうするのか。

また、出資法人の設立運営等を定めた条例を制定する考えはないか。

答 平成大野屋は、商法に基づく株式会社であり、設立等の諸手続きや設立後の運営ならびに解散の場合も、当然、商法の規定に基づき手続きを行うことになる。

なお、条例化するかどうかは重要な問題であり、地方自治法をはじめ、関連法令や行政実例等に照らし合わせて十分研究したい。

## 健康保養施設について

問 南新在家地係に完成予定のこの施設は、来年四月にオープンするレストラン等を含め、ソフト面について民間委託の有無や業者選定とその時期、体制整備等の管理運営計画、また施設の採算ベースの具体的内容を聞きたい。

答 この施設の飲食部門は、専門的な知識と調理技術を持った業者に委託したい。また、業者の委託に当たっては、テナント希望業者を把握し応募理由や運営方針・運営体制等について企画書を提出させ、資力・信用・技能を参考に選定したい。

日程的にはできるだけ早い時期に、市の意向を条件とした説



完成が待たれる健康保養施設

明会を開催し、各業者より企画書を提出させたい。

採算ベースは管理運営計画の中で、年間十二万人の入場者数を見込み、そのうち約半数が飲食部門を利用した場合に収益が上がるかと試算している。

問 収益増および利用者増を図るため、アスレチックジム（健康増進施設）やプールの増設など、老若男女のニーズにあった施設を増設する考えはないか。

答 この施設の建設内容については、これまで十分協議を重ねてきたが、アスレチック施設等の増設は、施設の目的や趣旨また設置場所等の制約からも、現在考えていない。

## 行政経費の削減について

ついで

問 補助金の予算計上に当たっては、補助金交付要綱の見直しを含め、予算編成時に事業内容を十分精査・検討しているか。

答 第二次大野市行政改革大綱の重点推進事項として、平成九年度に補助金等合理化委員会を設置し、団体運営補助や事業補助等について、それぞれの行政効果、目的達成度を基準に、事業内容や経費の用途等の調査を行い、整理・合理化を図り、予算に反映してきた。

また、予算編成時には、補助金の公益性・有効性・必要性等を再度審査し査定している。

今後も、市民のニーズや財政事情に十分留意の上、補助金交付要綱等の内容も検討して、見直しを行っていききたい。

問 経費削減のため、施設管理や一部事務の委託をどのように考えているか。

答 複雑多様化する行政需要に対応し、かつ最少の経費で最大の効果を上げる行政運営を基本に、事務事業を民間業者に委託し、事務処理の効率化や経費の削減を図るための行政のスリム化は、重要な課題である。

事務事業の民間委託状況は、施設の管理関係では、大野市公共施設管理公社をはじめ、森林組合などの公共的団体へも委託している。

これらの委託に当たっては、単にコスト削減や職員減らしのためだけでなく、市民サービスの向上と行政責任が遂行されなければならないと考えている。

当市では、第三次大野市行政改革大綱に基づき、平成十三年度までの三カ年の推進計画を策定中であるが、事務事業の委託化や民営化の推進、管理公社の効率的な運営等行政全般に検討を加え、今後とも簡素で効率的な行政システムを構築すべく努力したい。

地方分権推進法に  
ついて

ついて

問 現在、国では地方分権推進

一括法案を審議中であるが、この法案は自治体にとつて最も関係が深いと思うが、その認識を伺いたい。

答 地方分権推進法は、国と地方公共団体とが、行政を行う上で、その分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るために平成七年に施行されたもので、この改革は、明治維新あるいは戦後の改革に次ぐ第三の改革と言われている。

地方分権が実施されると、国と地方との関係は、従来の「上下・主従の関係」から、新しく「対等・協力の関係」になると位置付けられている。

この法案が成立すると、改正法律の大半は平成十二年四月一日から施行されるので、当市も五十を超える条例等の整備が必要と考えている。

また、機関委任事務の廃止や権限の移譲、必置規制の緩和などにより、地方が自らの責任において、より一層その地域や住民にあった事業が展開できることになるが、同時に個々の自治

体の力量が問われるものと考えている。  
地方分権を円滑に推進するには、三つの条件として「人・権限・財源」が伴わなければならないと認識している。

このうち権限は、法律によって国から地方へ移譲されることになるが、今後とも、地方分権を念頭に置いた、職員の意識改革や、人材育成に積極的に取り組むとともに、適正な職員配置により体制の強化に努めたい。

市街地には、観光客が簡単に利用できる駐車場が非常に少なく、また、今ある駅前・元町・亀山等の駐車場も非常に回転が悪い。

市街地の駐車場の  
整備について

整備について

問 市街地には、観光客が簡単に利用できる駐車場が非常に少

なく、また、今ある駅前・元町・亀山等の駐車場も非常に回転が悪い。

駐車場の表示や、空車であることを観光客に知らせるためにも、有料のゲート式にして、利用促進を図るべきだと思うがどうか。

答 現在、市営駐車場は元町駐車場のほか、八力所設置しているが、条例により無料となつている。

これらをゲート化等により有料とすると、収入としては使用料が見込めるが、施設整備には相当額の費用を要し、維持管理

費等が必要となる。

しかし、市営駐車場の利用については、受益者負担が必要であると思つている。

特に亀山駐車場については、県内類似施設等を調査するなどして、公共施設使用料の見直しの中で検討していきたい。

問 市役所職員駐車場と一般の駐車場をはつきり区別して、市民や観光客が利用しやすくしてはどうか。

また、市職員からは利用料金を徴収しているか。

答 市役所にある職員用の駐車場は、通勤する職員の車で百パーセントに近い使用状況となっている。

来庁者の駐車場を確保するために、職員に所定の場所以外には絶対に駐車をしないよう日頃から強く指導している。

また、マイカー通勤の自粛や駐車位置の整理などを行つており、今後とも、来庁者の支障をきたさないよう心がけたい。

市職員からの利用料金の徴収については、公共交通機関による通勤が比較的困難なことやマイカー使用による通勤手当には駐車料金を含まず、費用弁償として支給している。また、職員の駐車場については雇用者の責任で確保に努めることが望ましいと考えて、現在、利用料金は徴収していない。

議案等の審議結果

議案番号	件名	結果
第三十三号	平成十一年度大野市一般会計補正予算(第一号)案	原案可決
第三十四号	平成十一年度大野市老人保健特別会計補正予算(第一号)案	原案可決
第三十五号	平成十一年度大野市下水道事業特別会計補正予算(第一号)案	原案可決
第三十六号	大野市有機堆肥製造施設設置条例案	原案可決
第三十七号	大野市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例案	原案可決
第三十八号	辺地総合整備計画について	原案可決
第三十九号	大字・字区域の変更について	原案可決
第四十号	団体営土地改良事業の計画変更について	原案可決
第四十一号	福井県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	原案可決
第四十二号	福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	原案可決
第四十三号	専決処分承認を求めることについて(平成十年度大野市一般会計補正予算(第九号))	承認
第四十四号	専決処分承認を求めることについて(大野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	承認
第四十五号	公平委員会委員の選任について	同意
市会案第一号	食料・農業・農村政策に関する意見書	原案可決
市会案第二号	保育施策の拡充を求める意見書	原案可決

## 男女共同参画プランについて

**問** 今年策定を計画している「大野市男女共同参画プラン」の目指すもの、制定する時期や方針を伺いたい。

また、全庁体制で取り組むと言っているが、行政サイドのみで進めるのではなく、いかに住民の声を反映させるのか。

**答** 今国会で男女共同参画社会基本法案が上程され、間もなく可決成立する見込みである。

来るべき二十一世紀は、少子化・高齢化・高度情報化・国際化が一層進むことが予想されている。

将来にわたって豊かで安心できる社会を築くためには、男女が社会のあらゆる分野において、対等なパートナーとして参画しお互い人権を尊重し、責任も分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開が必要であると考えている。

このような認識のもと、当市も本年度から二年間で、二〇一〇年までの男女共同参画プランを策定する予定である。

本年度は、公募による一般市民と



市職員とで構成するワーキンググループを設置し、互いに連携しながらプランの素案づくりに当たりたい。

平成十二年度には、学識経験者や団体、行政機関等からの推薦者および公募による市民で構成する「男女共同参画推進委員会」を設置し、その助言を受けながら、よりよいプランの策定に努めたい。

## 二十一世紀を展望する望ましい農業振興方策について

**問** 新食料農業農村基本法案が

審議中であるが、農業・農村の持つ多面的機能が発揮できる環境づくりとして今後農業の方向性をどのように考えているか。

**答** 現在当市では農業の活性化を図るため、次のような施策を推進している。

地域の営農対策としては、経営の強化を図る手段として、農業経営の法人化の推進、農業の自然循環機能を発揮するための土づくり、有機性廃棄物の資源化と、循環利用の推進など、環境にやさしい施策を引き続き進めたい。

また、ハード面では、ほ場・農道・用排水路・農業近代化施設等の生産基盤の整備や農業集落排水・集落内の生活道路・ふ

れあいセンター等の環境基盤の整備を推進したい。

このように、新農業基本法の趣旨に沿った事業にも取り組んでいるが、今後、中山間地域直接支払い制度等、新たな施策が打ち出された場合には、その有効性を勘案しながら対処していきたいと考えている。

また「テラ越前農業協同組合」が発足してから二カ月余り経過したが、今後、広域的な農業の振興が図られるものと期待している。

**問** 地域の実情に合わせた担い手を確保するための対策をどのように考えているか。

**答** 高齢者が生きがいの持てる組織づくりが必要と考え、現在ファームサービス事業で農村の余剰労働力を有効に活用し、担い手を支援するグループの設立に取り組んでいる。また、水田園芸をしている女性グループ等に対する支援も行っている。

今後さらに、高齢者が長年にわたり培われた農業の経験や知識・技術を生かすことのできる場づくりについて、関係機関との連携を密にしながら、より良い方策を検討していきたいと考えている。

担い手の育成と確保については、施策の中核的なものとして認定農業者制度があり、現在、五法人三十一人の認定農業者が

## 陳情の審議結果

番号	件名	提出者	結果
陳情一号	介護保険制度実施に対する陳情書	福井県保険医協会 代表 辻 哲雄	継続審査
陳情二号	保育施策の拡充を求め意見書提出に関する陳情書	日本労働組合総連 合会福井県連合会 会長 森田則夫 外一名	採 択

市内の各地域で新たな農業経営の担い手のリーダーとして頑張っている。

また、集団農業の担い手となるような生産組織の育成も行っている。

次代を担う農業者を幅広く確保するための支援策としては、新規就農促進対策事業を実施しており、四十歳未満の新規就農者に対し、経営安定奨励金や、条件整備奨励金を交付する制度により、これまで十二人に支援している。

## 体験を重視したゆとりある教育について

**問** 生活体験・自然体験・社会体験などの体験を重視した、ゆとりが持てる教育の実践活動はどのような形で、どのような内容を事業に取り入れて実施していく考えか。

**答** 体験を重視した学校教育と地域社会との連携については、新教育課程では「総合的な学習の時間」が設置されている。

この時間は、単なる各教科の知識に終わらず、具体的な活動や実体験を通し、総合的に生きて働く力を育成することを目的に、子どもたちの関心や学校の特色に応じて、自由に活動が設定できる時間となっている。例えば、小学校では理科と社会科を合わせて時間を設定し、田や畑を借りて米作りや野菜作り等、地域での学習を積極的に取り入れ、実体験を通じた学習を進めている。

また、中学校では、進路指導の一環として、職場体験学習が地域の協力により、全中学校において行われており、大きな成果を挙げている。

今後、開かれた学校づくりを一層進め、社会と連携して体験を重視した教育を進めたい。

## 社会福祉の充実に ついて

問 大野市の総合福祉計画策定の取り組み状況はどうか。

また、どのように民意を反映させているのか。

答 現在、大野市総合福祉計画策定には取り組んでいないが、高齢者福祉対策として、大野市老人保健福祉計画を平成六年三月に策定した。

しかし、その計画は本年度が最終目標年度であることや、来年四月からスタートする介護保険制度に向けて、昨年大野市介護保険事業計画策定委員会を設置した。

来年三月までには、高齢者対策全般を網羅する老人保健福祉計画を見直すとともに、介護保険サービスの指針となる介護保険事業計画を策定したい。

計画を策定するに当たっては昨年六十五歳以上を対象とした実態調査や関係機関・施設職員からの聞き取り、住民説明会を踏まえながら、民意が十分反映できるように計画づくりに努めた。

一方、障害者福祉計画について



ては、障害者のための社会づくりを目指し、あらゆる視点から施策の重点的な推進が図られるよう十分配慮しながら、本年度中に当市の実情に合った、障害者プランを策定したいと考えている。

問 人にやさしいまちづくりをどのように進めるのか。

また、障害者・高齢者に対する大野市独自の支援策をどのように考えているか。

答 現在、高齢者に対する大野市独自の支援策としては、老人保健思想の啓発・指導事業を推進している。

また、ねたきり老人に対する紙オムツ等の支給や介護者に対する介護支援金の支給等と内容とする在宅福祉支援事業、医療保険外のはり・きゅうおよびマッサージ療養費の一部助成を実施している。

さらに、本年度の新規事業として、高齢者が外出時に使用する電動車椅子や歩行器の購入費の一部を助成する高齢者外出促進支援事業を実施している。

なお、障害者に対する援助活動は、障害の有無にかかわらず地域とともに生活することが自然であるとの理念に立って、既存事業の継続はもとより、新しい事業計画についても、本年度中に策定する障害者プランの中で検討したいと考えている。



## 介護保険について

問 六十五才以上（第一号被保険者）の保険料はいくらになるか。また、低所得者に対する保険料・利用料の減免制度を作る計画はあるか。

答 第一号被保険者の保険料は市町村が定めることになっているが、昨年の簡易試算では二千七百七十四円であった。

現在再試算を行っており、七月には検定の予定だが、入所者の動向やモデル事業の結果による状態区分像の変更等により、昨年試算した額より増となることが予想される。

国における介護報酬の最終決定が平成十二年一月ごろとなるため、サービスの目標に基づいた費用総額が算定できず、当市における保険料の最終決定は平成十二年三月ごろになる。

保険料の減免については、介護保険法で「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができる」と規定されており、災害により住宅・家財その他の財産が著しい損害を受けた時等は対象となる。

利用料の減免については、災害等による財産の著しい損害や収入の著しい減少等厚生省令で定める特別な事情により、一時的に一部負担が困難であると認められる場合は対象となる。

問 保険給付の対象外のサービスはどうか。

また、認定外の人の措置やその財源をどうするか。

答 認定された要介護者および要支援者に対しては、法定の保険給付のほかに市町村特別給付を行うことができるが、財源は一号被保険者の保険料となる。

現行のサービスのうち「給食サービス」「洗濯サービス」等については市町村特別給付となるため、昨年実施した高齢者意向調査等の結果を踏まえて、今後介護保険事業計画の中で検討

したい。

要介護認定の結果、自立・要支援となった場合には、介護保険施設へ入所できないが、現在の入所者している者については、経過措置として当分の間入所が可能となっている。

また、現行の在宅サービス受給者で自立と認定された者については、介護保険の対象とならないので、老人保健福祉計画を見直しながら、現行サービス水準を確保する方向で、市の財源の中で対処したい。

問 認定審査の体制は整うか。また、公平公正な認定を補償するものになるか。

答 介護保険制度では、訪問調査による調査結果とかがりつけ医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家で構成する認定審査会で要介護状態区分の判定を行い、この結果に基づき市は認定する。認定審査会は認定結果の平準化・公平性の確保や審査委員の確保、事務処理の簡素化等を図るため、奥越二市一村が共同で大野・勝山地区広域行政事務組合に設置する。

認定審査会は四グループからなり、一グループの委員は五人で週二回開催する予定である。認定申請は十月から始まるので委員の選任や研修等、審査会が円滑に運営され、公平に判定されるよう準備を進めている。

## 地下水汚染のその後の 対処について

問 テトラクロロエチレンの、近年の数値はどのように推移し現状はどうか。

答 平成元年十二月に、テトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明した。

当初は、汚染土壌の撤去や汚染地下水の排出用井戸の設置などの対策を行い、同時に汚染源下流域の地下水水質検査を実施し、継続して監視を行い現在に至っている。

当初の水質検査結果は、汚染源に近い所で、基準値の五・三倍であったが、本年三月二十九日では一・五倍まで低下した。また、計測地点九カ所の検査結果、七カ所は基準値を下回っ

ているが、東西では四番通りと五番通りの間、南北では発生源から要町付近までが基準値を超えている範囲と推測される。

しかし、測定結果は、地下水位の状況によるが、上下動を繰り返しながら全体的には低下している。

今後とも、汚染水の排出や定期的な水質検査などを継続して実施し、監視に努めたいと考えている。

## 各種審議会等への女性 登用について

問 各種審議会に民意が反映できるよう、広範な人材登用への配慮や、また女性の積極的登用についても、どのように考えているのか。

答 平成十年十月三十一日現在の当市の行政委員会および審議会等は、審議会が十六、協議会等が五十一、併せて六十七設置している。

そのうち女性委員が占める割合は、平均して十八・五パーセントとなっている。平成十一年三月に策定した、第三次大野市行政改革大綱による推進計画においては、平成十三年度までに平均二十二パーセントぐらいまで引き上げる計画である。

福祉・環境・教育問題等の現

在の重要課題を解決するために、女性の視点が重要であり、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策がより一層、女性の参加を促すものと考えている。

## まちなか観光について

問 市街地を訪れる観光客は年々増えているが、行政サービスの一つとして旧内山家・越前大野城・郷土歴史館・歴史民族資料館等の会館時間を延長するとともに、休館日をなくすべきだと思うがどうか。

答 大野城については、平成七年度より冬期間以外の休館日をなくしている。

しかし、郷土歴史館と歴史民俗資料館は、休館日をなくすメリットは少ないと考える。

ただ、旧内山家については、大野城に次いで入場者も多く、月曜日開館によるメリットも期待できるので、今後、閉館日をなくす方向で努力したい。

また、時間延長は今後、効果の面で調査・検討したい。

問 観光拠点施設からむ平成大野屋本店と観光協会の役割分担はどうなっているか。

答 観光拠点施設の整備については、本年十月のオープンを目指し改修工事を行っているが、

この管理運営については、株式会社平成大野屋に委託し、株式会社の本店もこの施設に置くこととしている。

観光協会の事務所は、現在の産業文化展示館から本施設に移転し、一階に事務所を配置するとともに、観光客が気軽に利用できるように考えている。

従来、産業文化展示館で扱っていた特産土産品等の販売は物販コーナーを設け、株式会社平成大野屋が運営する。

本施設は、年々増加傾向にある、まちなかを訪れる観光客の利便の向上を主目的として整備するものであり、観光協会と株式会社平成大野屋が役割を分担しながら、互いに協力していくことにより施設の機能が十分果たせると考えている。

## 平家平のブナ林のオウ レンと登山者の駐車場 について

問 ブナ林の中にオウレンが植栽されており、そのうち収穫できるものはどう対応するのか。

答 「自然のままの森林公園」の創造のため、平成十二年度に市民の代表や有識者からなる検討委員会を設け、「人と自然との共生」を図る観点に立った方針を企画していきたい。

オウレンの約十一ヘクタール

は、収穫の時期がきてると予想されるが、当面、除草などの維持管理にとどめ、オウレンの今後の植付けについても協議していきたい。

問 近年平家平へ多くの登山愛好者が訪れているが、駐車場の設置する考えはあるのか。

答 駐車場の設置は、検討委員会でも自然環境への影響の有無などを検討し判断したい。なお、暫定的に対応することが可能かどうかも検討したい。

## 地域振興対策について

問 地域振興対策の一環として地域振興券が交付されたが成果はどうか。

答 個人消費の喚起と地域経済の活性化を図ることを目的に発行した地域振興券は、三月十三日から交付し、交付率は現在九十九・二パーセントである。

その使途別内訳は、小売業のショッピングセンターや食品スーパーが全体の九十五・四パーセントと圧倒的に多く次いで飲食店や理容・美容業で使用されている。この成果については、初めてのケースであり、地域振興券の使用期限が九月十三日までとなっており、今後の状況を見極めながら分析したい。

## 人事案件

公平委員会委員の  
選任に同意

駒原武夫氏 (62歳)  
(西市第23号5番地)

# 委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれ委員長よりの報告は次のとおり。

## ●産経建設常任委員会

きなかかりを持つため、時期を失することなく、早急に策定されるとともに、これらの計画について市民への周知を図りながら、福祉施策の推進に努力をされたい。

返り、割高になるので、施設の立ちあがり支援として三百万円をお願ひしたいとのことだが、管理委託先である農協自体が、堆肥の販売を積極的にを行い、少しでも価格を下げるための自効努力が必要であるとともに、何年もにわたる支援助成は、避けるべきであるとの意見が述べられた。

な構想・計画については、関係機関・関係部局等と十分調査・協議を行い、市民への意向を踏まえながら、具体的計画について、早急に最善の方策を示されたい。

県・市が一体となり、地元説明会や役員会等を開催し、路線測量に入るべく、沿線区の理解と協力を得るため、精力的に取り組んでいる。

## ●民生環境常任委員会

○健康保養施設の管理運営について

建設後の管理運営は、大野市公共施設管理公社に委託することである。

現在、市は平成十二年春の営業開始に向けて諸準備を進めており、この設置条例案を十二月議会に提案したいとしている。

スムーズに営業が開始できるように、管理運営計画を早急に策定されたい。

○介護保険制度導入に伴う、各種計画の策定について

十月から導入される介護保険制度の認定作業と並行して、障害者福祉計画や、老人保健福祉計画の見直し、介護保険計画などの策定作業に追われている現状である。

これらの計画は、それぞれ大

○災害復旧関係について

昨年夏、集中豪雨により上打波や阪谷地区を中心に大きな災害に見舞われ、激甚災害の指定を受け、早期復旧に努めてきたが、被災の確認が困難なところは、市の単独事業として予算化されたい。

市民の生活基盤として、重要である市道および河川に対する予算についても、九月定例会に向けて特段の配慮をされたい。

○有機堆肥製造施設の設置条例案と公社営畜産基地建設事業の委託料について

本施設は、平成元年に当時の大野市・上庄の両農協から建設の陳情書が提出されて以来、紆余曲折を経て、今回設置条例案が提出され、市が施設を建設して、管理をテラル越前農業協同組合に委託するものである。

本施設の機械は牛糞等を処理するため、償却期間が五年間と短く、費用が堆肥の価格にはね

## ●総務文教常任委員会

○亀山周辺整備計画について

市長は提案理由の説明で、都市マスタープランを尊重しながら、九月末日には基本的な方向性を示したいと述べているが、当委員会は、有終西小学校の移転、西部アクセス道路等を念頭に、亀山周辺整備を重要課題と受けとめて、今後、具体的

○OA機器について

また、東縦貫線についても、現在沿線区で構成する協議会が中心となり、国・県に対し、早期事業採択に向けて取り組んでいるとの説明である。

## ●中部縦貫自動車道整備促進特別委員会

永平寺大野道路間は、四月下旬から五月にかけて、建設省・

今後、これらの事業促進に向けて理事者のさらなる努力を支援しながら、粘り強く継続して、所期の目的達成のために取り組むたい。

## 議会日誌

- ◆5月
  - 7日 会派代表者会議  
議会運営委員会
  - 10～14日 新議員勉強会
  - 21日 産経建設常任委員会協議会
  - 28日 福井県市議会事務局長会議  
(敦賀市)
- ◆6月
  - 1日 愛媛県西条市議会行政視察のため来訪
  - 3日 会派代表者会議  
議会運営委員会
  - 8日 市議会主催 勉強会  
(介護保険について)
  - 20日 大野市水防訓練  
(真名川憩いの島)
  - 23日 全国市議会議長会定期総会  
(東京都)
  - 24日 大野地区消防組合議会臨時会
  - 25日 新議員勉強会(施設研修)
- ◆7月
  - 1日 岩手県北上市議会行政視察のため来訪
  - 5日 大野・勝山地区広域行政事務組合議会臨時会
  - 6～7日 産経建設常任委員会行政視察(岐阜県古川町)
  - 8～9日 北信越市議会議長会豪雪等災害対策特別委員会  
(茅野市)
  - 19日 新議員勉強会  
(平家平ブナ林視察)
  - 27～28日 北信越市議会議長会豪雪等災害対策特別委員会及び関係省庁等陳情  
(東京都)